

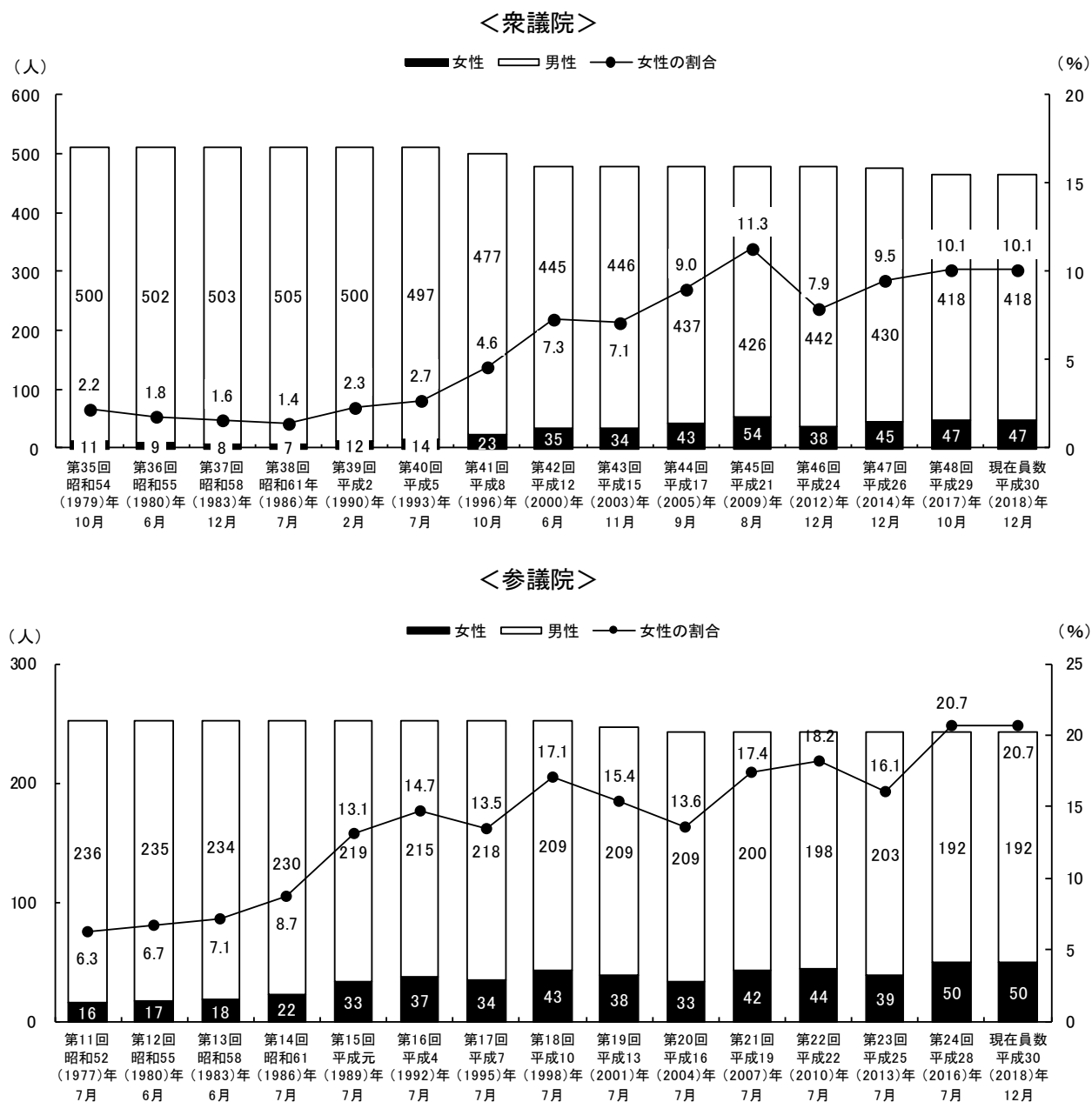
Ⅱ 女性も男性もいきいきと豊かに暮らせる東京の実現

Ⅱ－５ 様々な分野への参画促進

1. 衆参両議院の女性議員数及び割合

衆・参議院における女性議員の議員数及び議員定数に占める割合は、平成 30（2018）年 12 月時点で、衆議院では 47 人（10.1%）、参議院では 50 人（20.7%）となっている。

図表Ⅱ－５－１ 衆参両議院の議員数及び女性の割合の推移（全国）



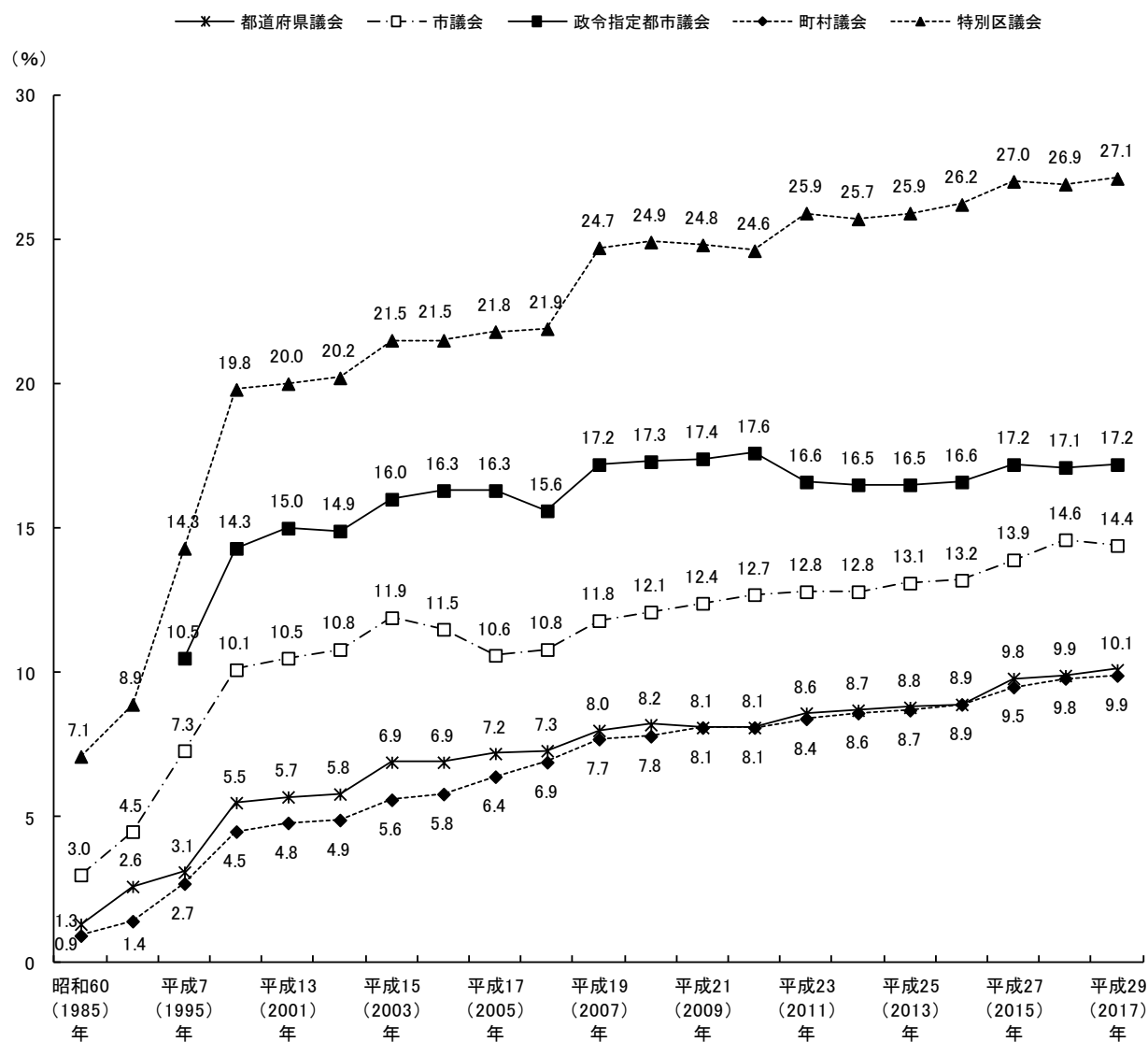
注：衆議院は各選挙における当選人数。参議院は通常選挙後の国会召集日における議員数

資料：内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」（平成 30 年度）

2. 地方議会における女性議員の割合

地方議会における女性議員の割合は、特別区議会 27.1%、政令指定都市議会 17.2%、市議会 14.4%、都道府県議会 10.1%、町村議会 9.9%となっている。

図表Ⅱ－５－２ 地方議会における女性議員の割合の推移（全国）



注1：市議会には政令指定都市議会が含まれる。

注2：各年12月31日現在

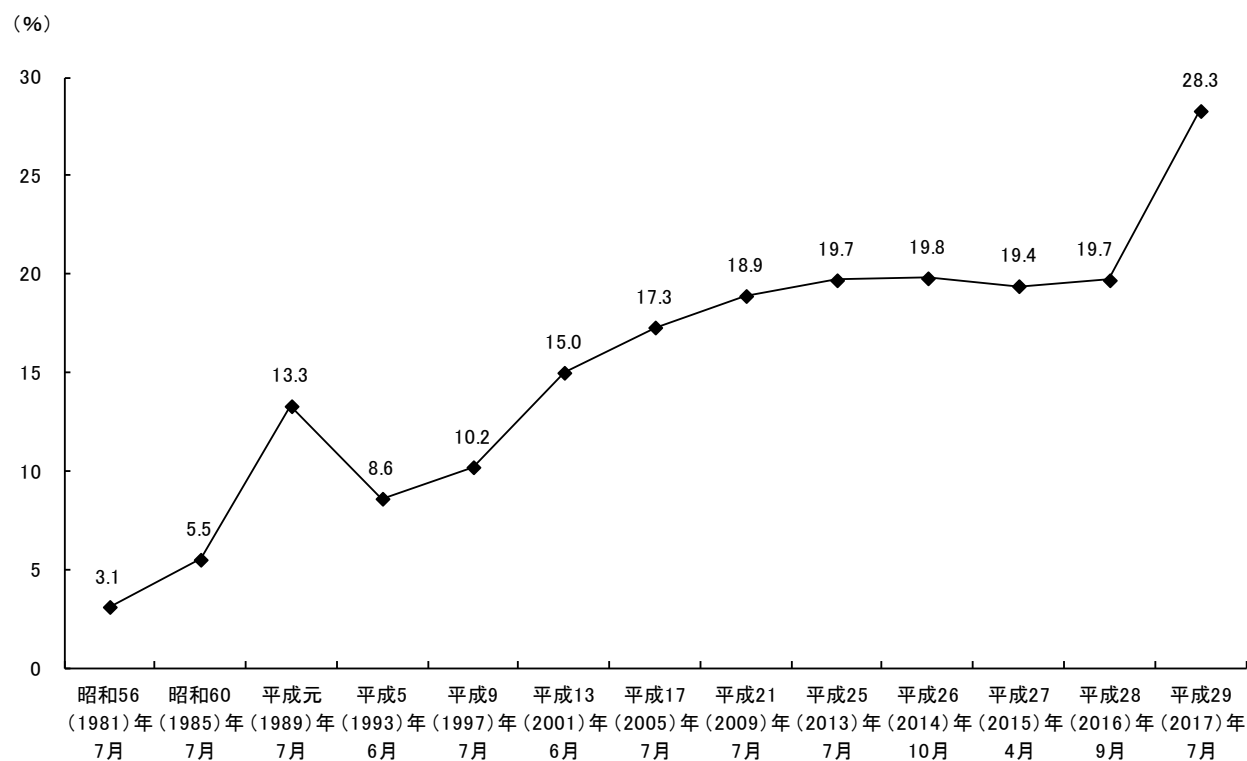
資料：内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」（平成30年度）

Ⅱ 女性も男性もいきいきと豊かに暮らせる東京の実現

3. 都議会における女性議員の割合

都議会における女性議員の割合は、平成 5 (1993) 年の 8.6% から緩やかに増加にあり、平成 26 (2014) 年で 19.7% であったが、平成 29 (2017) 年 7 月の選挙により現在の女性議員の割合は 28.3% に上昇している。

図表Ⅱ－５－３ 都議会における女性議員の割合の推移（都）

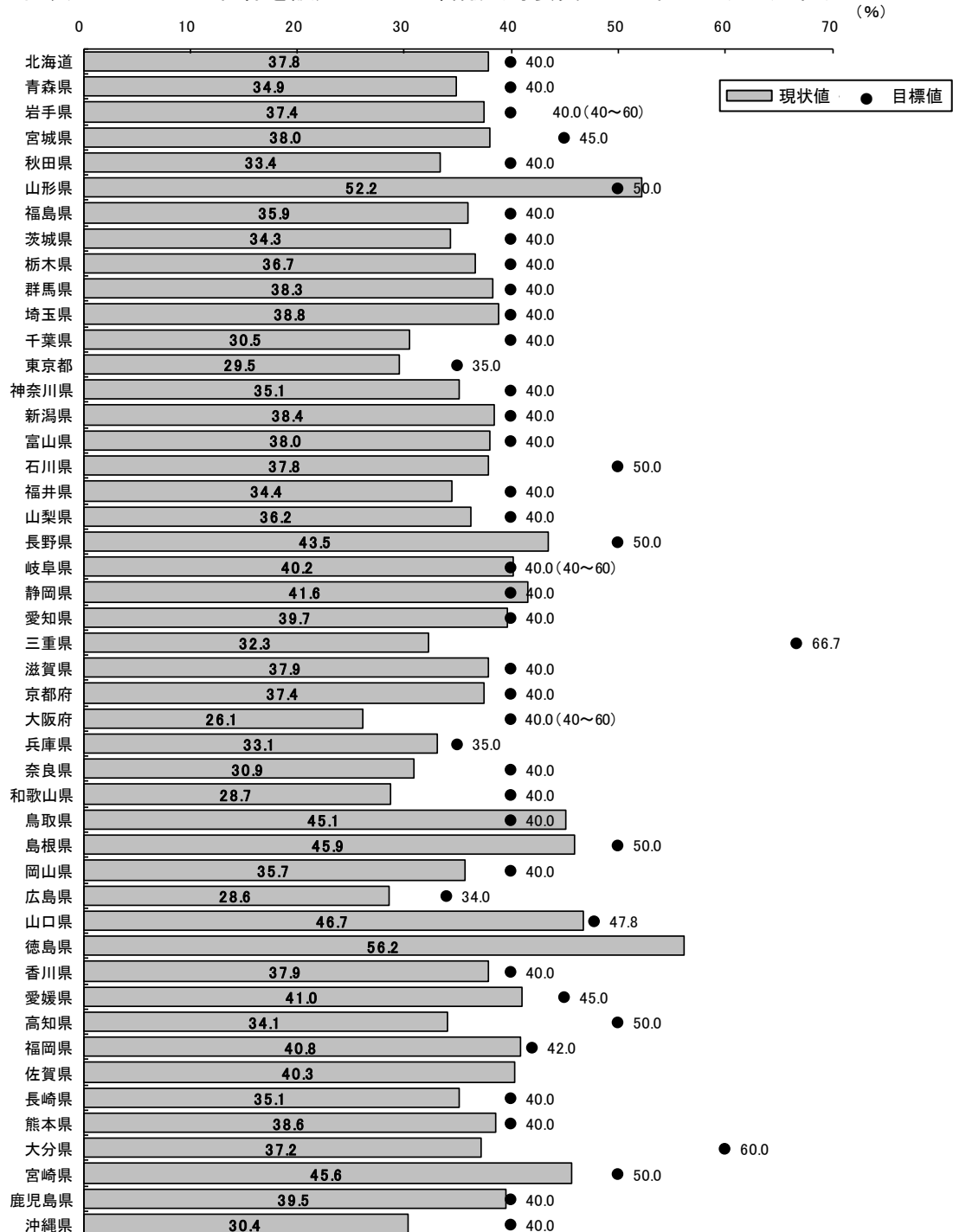


資料：東京都議会議員名簿(平成 29 年 7 月現在の議員数)

4. 審議会等委員への女性の登用

目標を設定している審議会等委員の女性の割合をみると、都は平成 33 年度までの目標値 35.0%に対して、現状値は 29.5%となっている。

図表Ⅱ－５－４ 目標を設定している審議会等委員への女性の登用（全国）



注：調査時点は各都道府県で異なる。

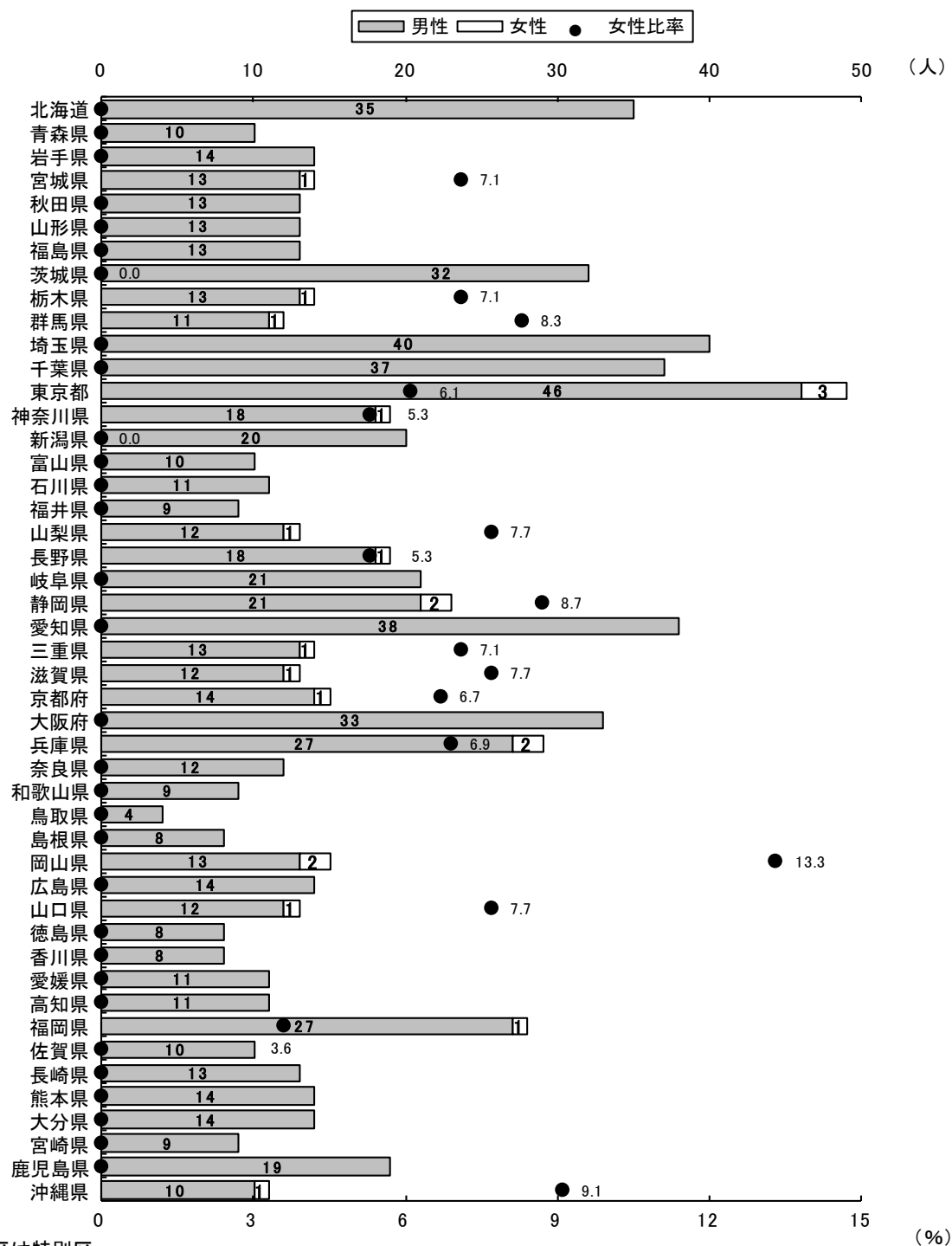
資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」（平成 30 年度）

Ⅱ 女性も男性もいきいきと豊かに暮らせる東京の実現

5. 市区長に占める女性の割合

平成 28（2016）年 4 月 1 日現在、女性の市区長がいるのは 16 都県 21 人である。女性の割合が最も高いのは岡山県の 13.3%（2 人）で、東京都は 6.1%（3 人）となっている。

図表Ⅱ－5－5 市区長に占める女性の割合（全国）



注 1：区は特別区

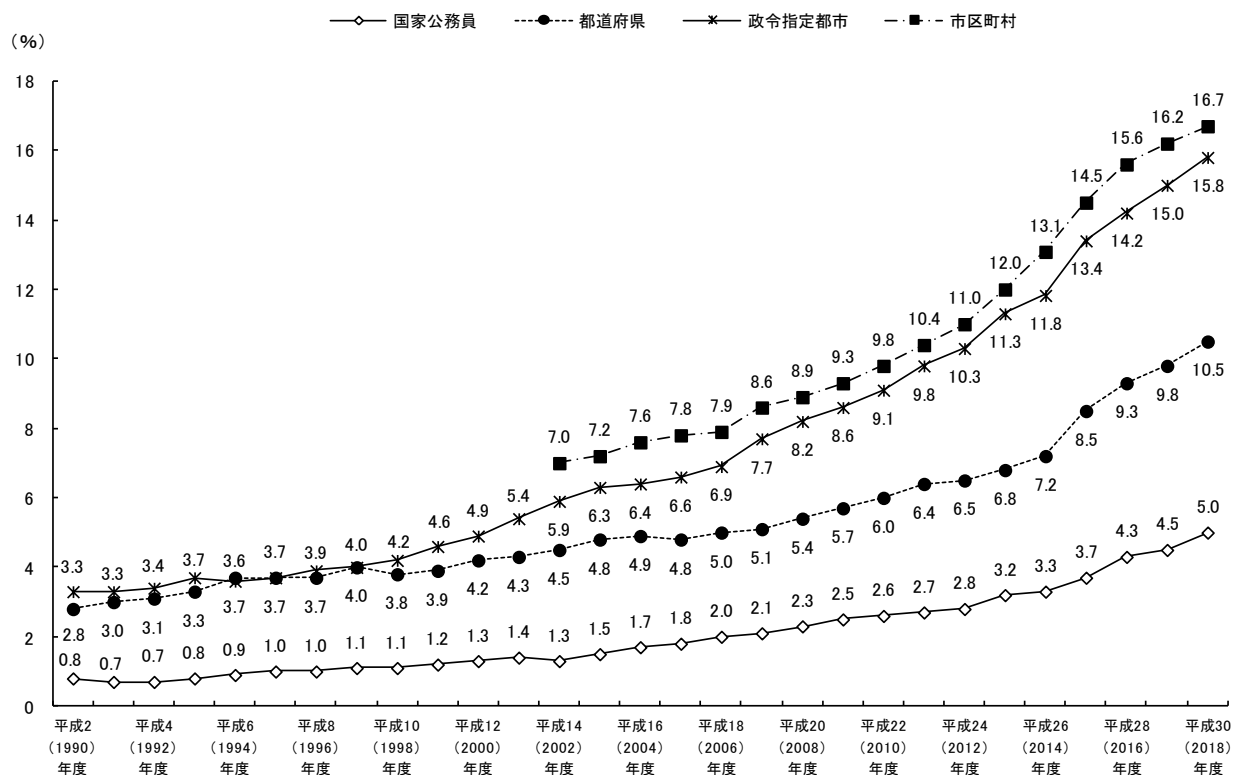
注 2：調査時点は原則として平成 28 年 4 月 1 日現在であるが、各地方公共団体の事情により異なる場合がある。

資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」（平成 30 年度）

6. 公務員管理職に占める女性の割合（国家公務員、都道府県、政令指定都市、市区町村）

公務員管理職に占める女性の割合は、平成 30（2018）年度で市区町村 16.7%、政令指定都市 15.8%、都道府県 10.5%、国家公務員 5.0%であり、平成 2（1990）年度以降、総じて増加傾向にある。

図表Ⅱ－５－６ 公務員管理職に占める女性の割合（全国）



注 1：市区町村には政令指定都市を含む。

注 2：国家公務員を除き、調査時点は原則として各年 4 月 1 日現在であるが、各自治体の事情により異なる場合がある。

注 3：国家公務員について、平成 12（2000）年度までは各年度末、平成 13（2001）年度から平成 25 年度（2013）までは各年度 1 月 15 日、平成 26（2014）年度は 9 月 1 日、平成 27（2015）年度は 7 月 1 日現在。

注 4：平成 23（2011）年度は、東日本大震災の影響により岩手県（花巻市、陸前高田市、釜石市、大槌町）、宮城県（女川町、南三陸町）、福島県（南相馬市、下郷町、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、飯館村）は調査を行わなかったため、集計から除外している。

注 5：平成 24（2012）年度は、東日本大震災の影響により福島県川内村、葛尾村、飯館村は調査を行わなかったため、集計から除外している。

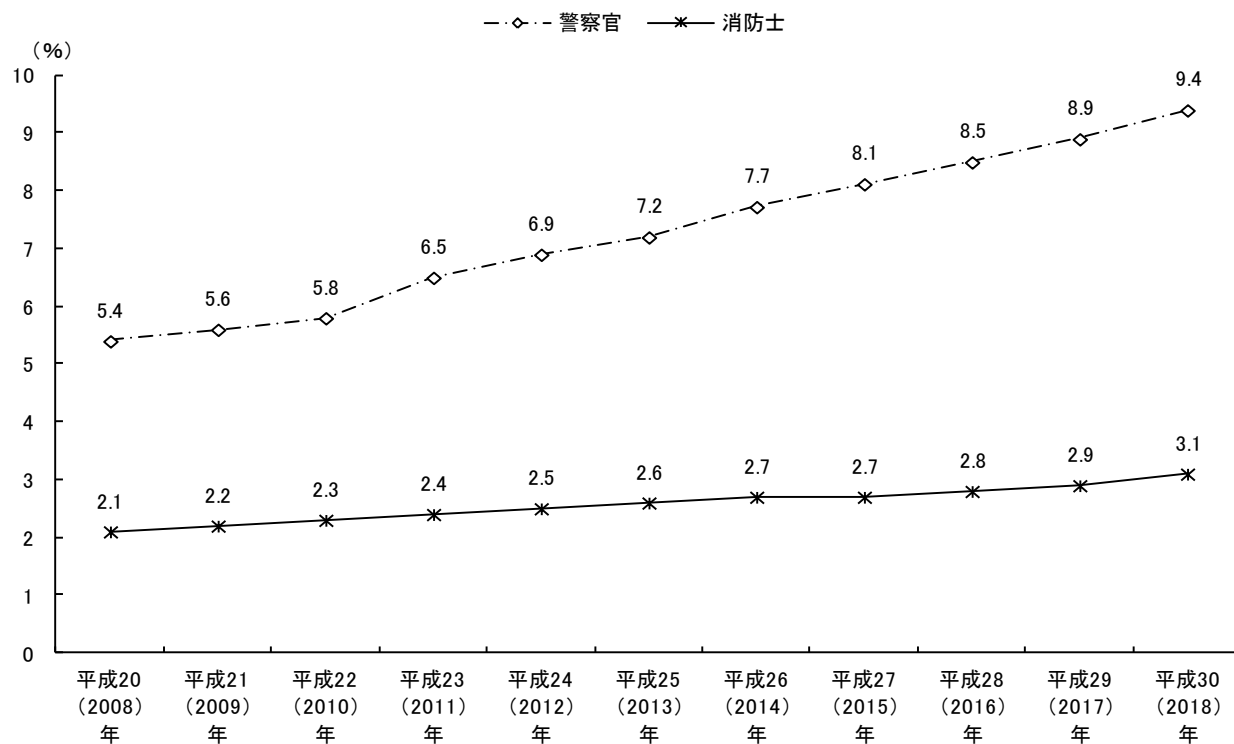
資料：内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」（平成 30 年度）

Ⅱ 女性も男性もいきいきと豊かに暮らせる東京の実現

7. 警察官・消防士に占める女性の割合

警察官・消防士に占める女性の割合は、警察官・消防士ともに増加傾向にある。平成 30(2018)年の警察官は 9.4%、消防士は 3.1%となっている。

図表Ⅱ－５－７ 警察官・消防士に占める女性の割合（全国）



注 1：各年 4 月 1 日現在。

注 2：警察官は、平成 23（2011）年度以降は定員外とされた育児休業取得中の者を含んでいる。

注 3：消防士は、東日本大震災の影響により、平成 23 年の岩手県、宮城県及び福島県のデータについては、前年数値（平成 22 年 4 月 1 日現在）により集計している。

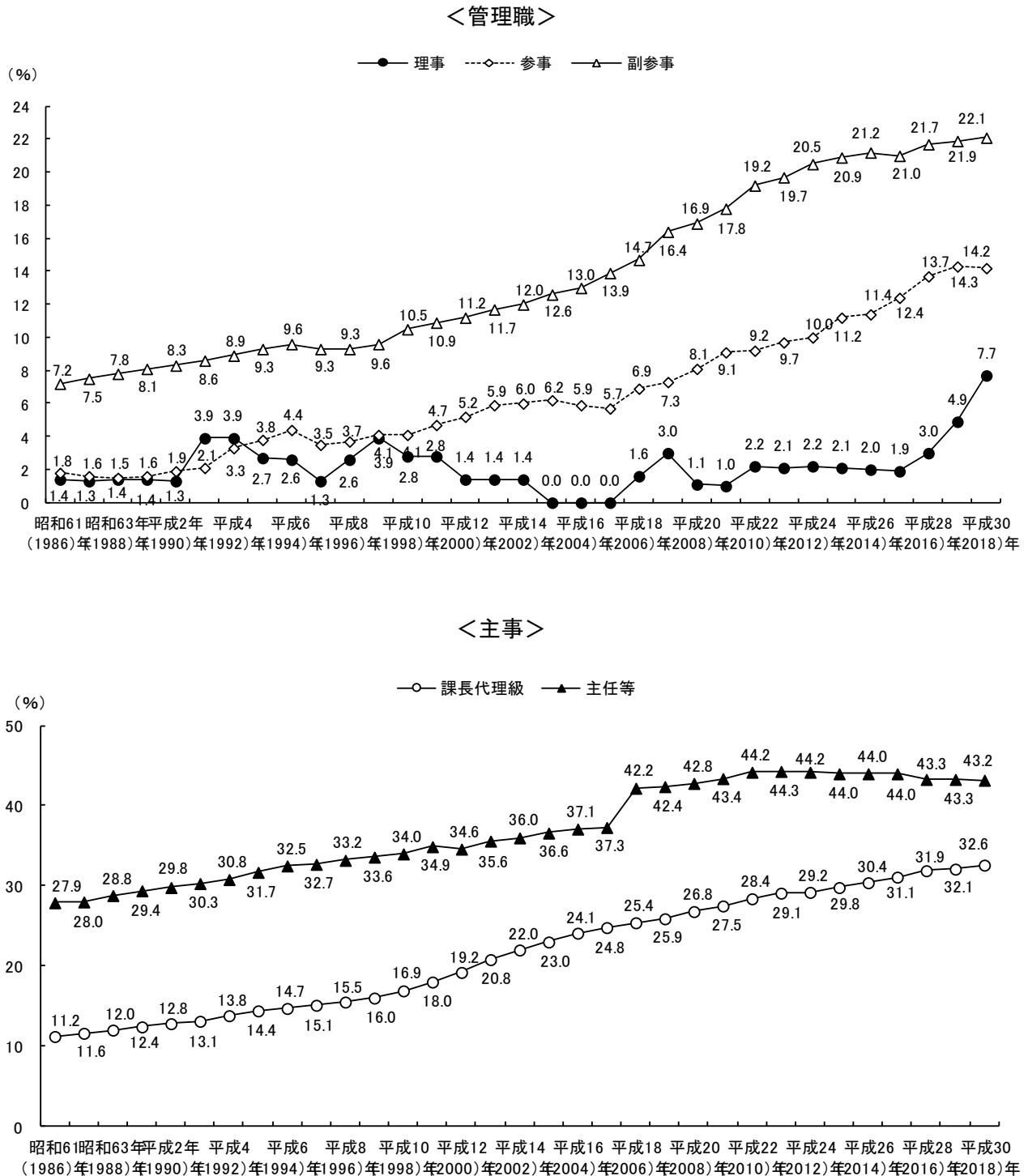
注 4：消防士は、東日本大震災の影響により、平成 24 年の宮城県牡鹿郡女川町の数値は、前々年数値（平成 22 年 4 月 1 日現在）により集計している。

資料：警察庁「平成 30 年版警察白書」、消防庁「平成 30 年版消防白書」

8. 都職員の階層別女性比率

都職員に占める女性の割合を階層別にみると、年々増加傾向にある。平成 30（2018）年は、管理職では参事（部長級）が 14.2%、副参事（課長級）が 22.1%、主事では課長代理級が 32.6%、主任等が 43.2%となっている。

図表Ⅱ－５－８ 都職員の階層別女性比率の推移（都）



注：各年 4 月 1 日現在

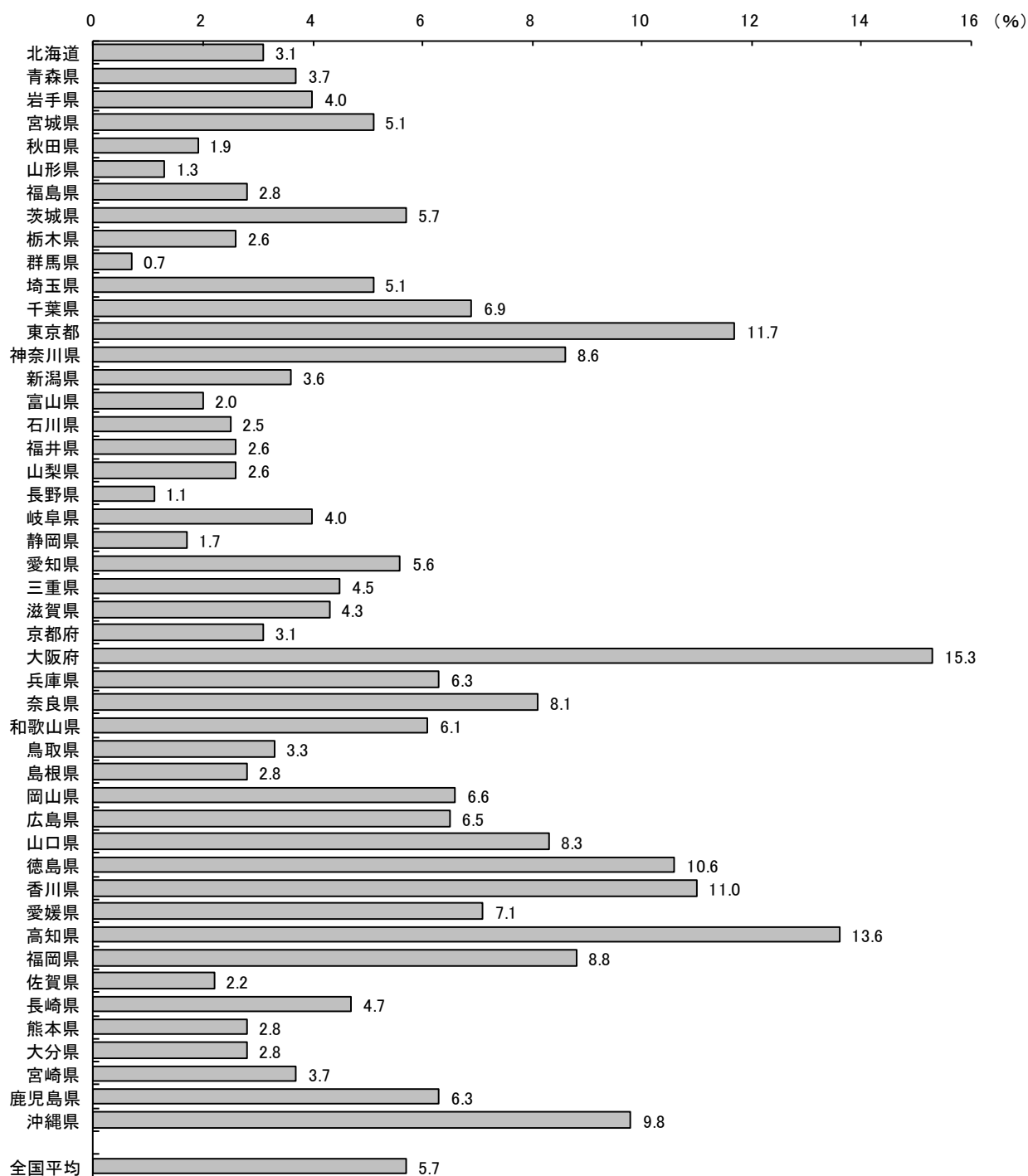
資料：東京都人事委員会「平成 30 年 4 月 1 日現在 都職員の構成」

Ⅱ 女性も男性もいきいきと豊かに暮らせる東京の実現

9. 自治会、PTA、農協・漁協・森林組合における役員の女性割合

各都道府県の自治会長に占める女性の割合をみると、東京都は11.7%であり、大阪府、高知県に次いで第3位になっている。

図表Ⅱ－５－９－１ 自治会長に占める女性の割合（全国）



注1：調査時点は原則として平成29年4月1日現在であるが、各地方自治体の事情により異なる場合がある。

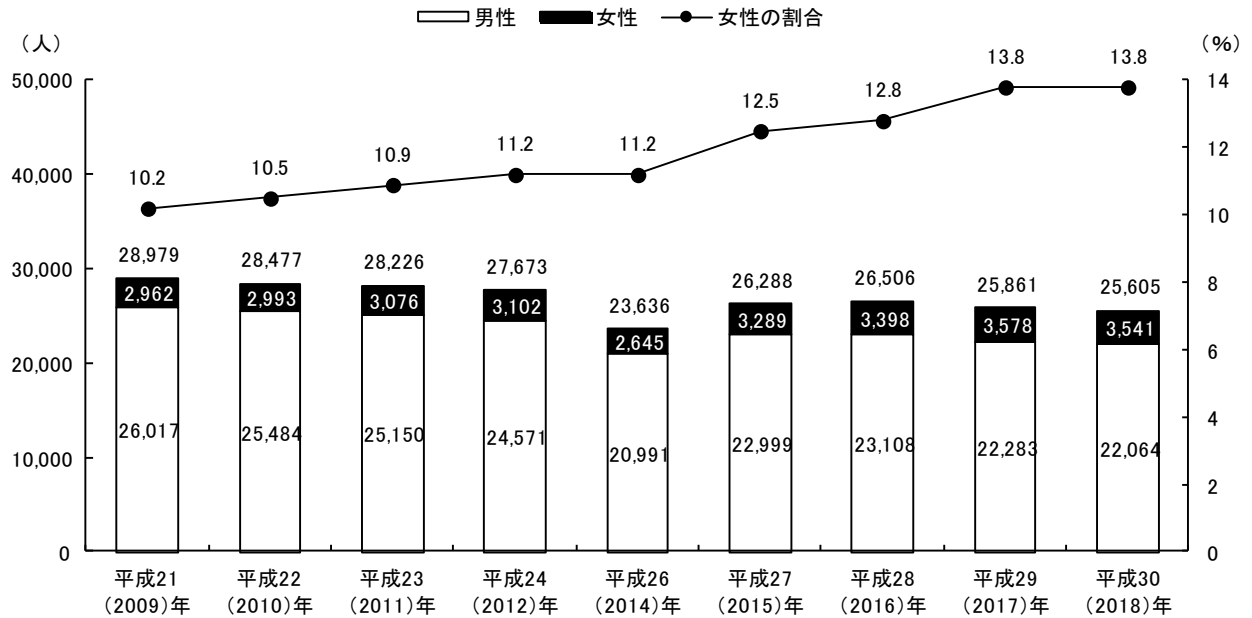
注2：回答のあったもののうち、男女別の数を把握しているもののみ掲載している。

注3：データの表記の都合上、島の省略等を行っているものがある。

資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画の形成又は女性に関する施策の推進状況」（平成30年度）

単位PTA会長（小中学校）での女性会長数は平成30（2018）年で3,541人であり、全体に占める女性の割合は13.8%である。

図表Ⅱ－５－９－２ 単位PTA会長（小中学校）に占める女性の割合及び会長数（全国）



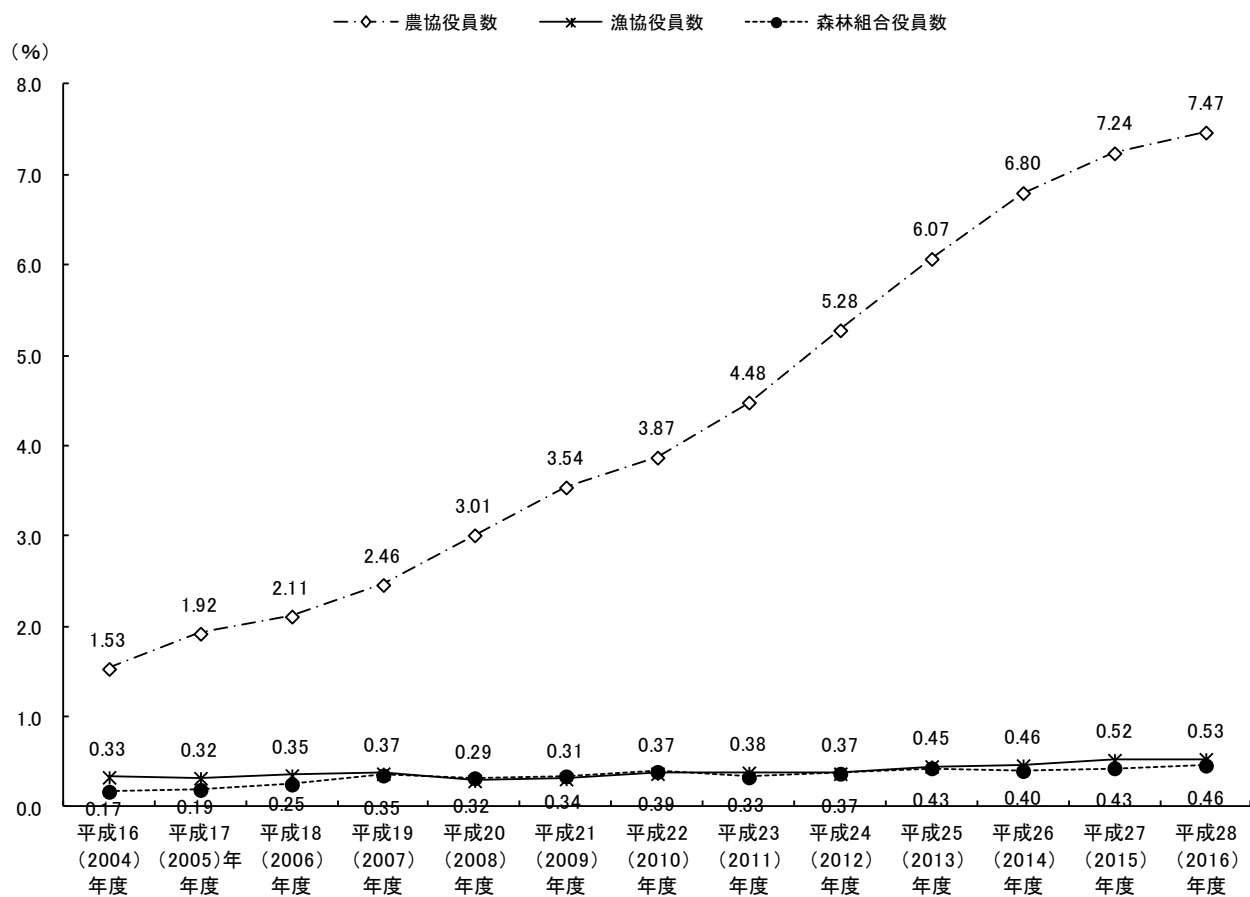
注：各年9月現在

資料：内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」（平成30年度）

Ⅱ 女性も男性もいきいきと豊かに暮らせる東京の実現

農協・漁協・森林組合の役員における女性の割合をみると、農協で約7%、漁協と森林組合では1%未満である。近年、農協では増加傾向が見られるが、漁協や森林組合では変化は見られない。

図表Ⅱ－５－９－３ 農協・漁協・森林組合における役員の男女の割合（全国）



注1：農協と漁協については農林水産省資料により作成。森林組合については「森林組合統計」より作成

注2：農協・漁協については各事業年度末（農協・漁協により4月～3月末）現在の数値である。

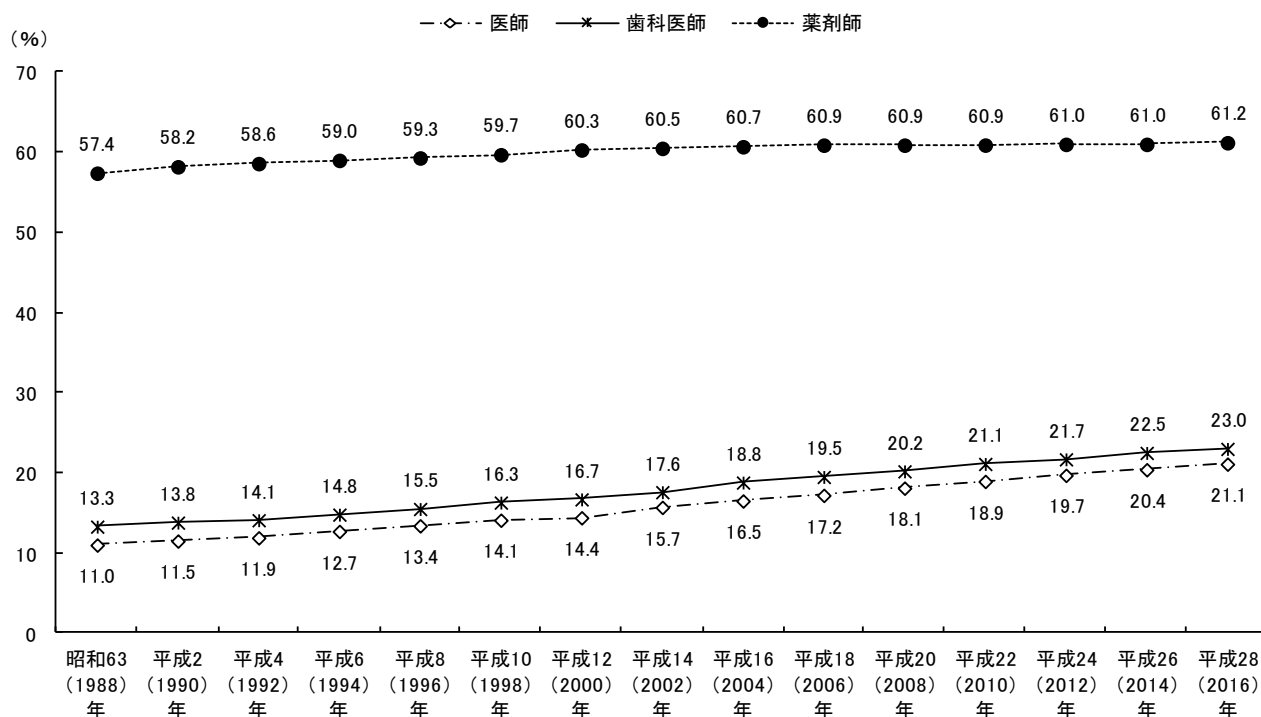
注3：漁協は、沿海地区出資漁業協同組合の数値である。

資料：内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」（平成30年度）

10. 各分野における「指導的地位」に女性が占める割合

医師・歯科医師・薬剤師に占める女性の割合は、緩やかに増加しており、昭和 63（1988）年の医師 11.0%、歯科医師 13.3%、薬剤師 57.4%が、平成 28（2016）年にはそれぞれ 21.1%、23.0%、61.2%となっている。

図表Ⅱ－5－10－1 医師・歯科医師・薬剤師に占める女性の割合の推移（全国）



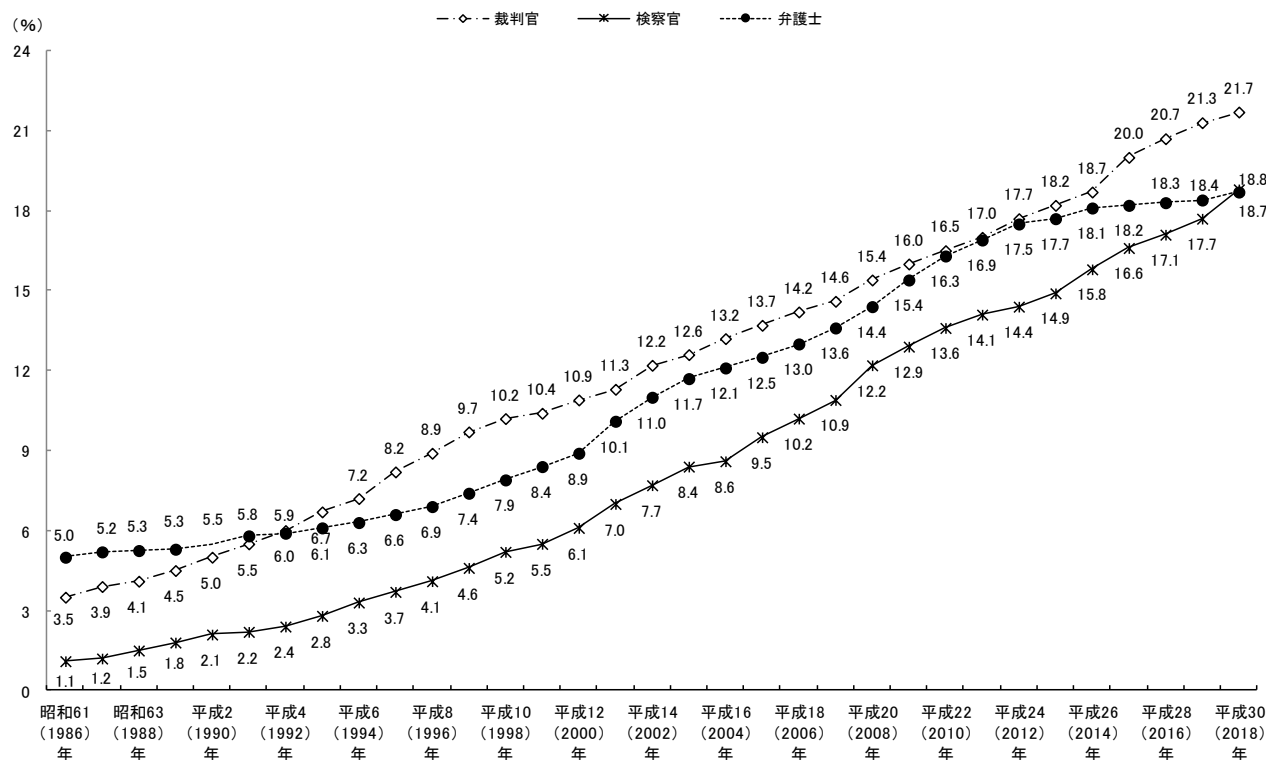
注：各年 12 月 31 日現在

資料：厚生労働省「平成 28 年（2016 年）医師・歯科医師・薬剤師調査」

Ⅱ 女性も男性もいきいきと豊かに暮らせる東京の実現

裁判官と検察官に占める女性の割合は年々着実に増加しており、昭和 61 (1986) 年では裁判官 3.5%、検察官 1.1%であったのが、平成 30 (2018) 年にはそれぞれ、21.7%、18.8%となっている。弁護士については、昭和 61 (1986) 年で 5.0%であったが、平成 30 (2018) 年で 18.7%となっており、ここ数年は伸び率が鈍化している。

図表Ⅱ－５－１０－２ 裁判官・検察官・弁護士に占める女性の割合の推移（全国）

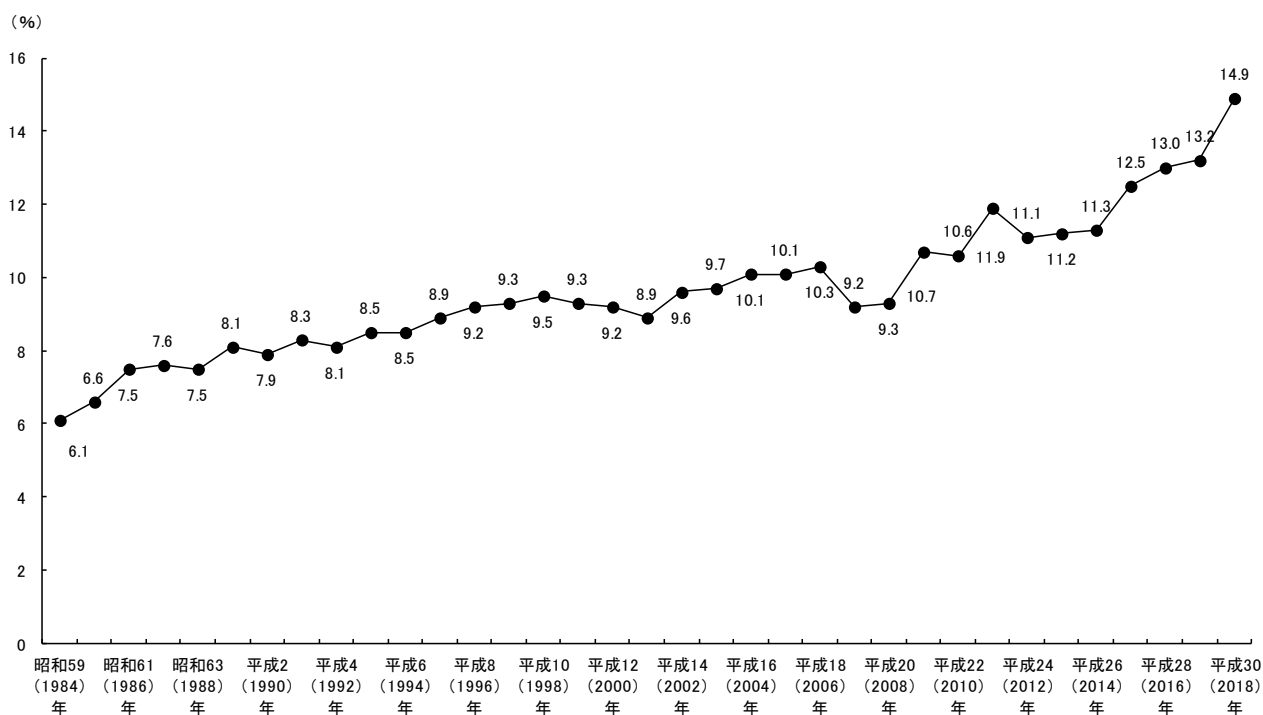


注：裁判官は平成 26 年 12 月以降、基準付と計上方法を変更したため、平成 26 年 12 月現在の数値である。

資料：内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」（平成 30 年度）

企業における管理的職業に従事する女性の割合は、多少の変動をもちながらも全体としては増加傾向にあり、昭和 59（1984）年の 6.1%が、平成 30（2018）年には 14.9%となっている。

図表Ⅱ－５－１０－３ 管理的職業従事者に占める女性の割合の推移（全国）



注：各年とも年平均。平成 23 (2011) 年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除く。

資料：内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」（平成 30 年度）

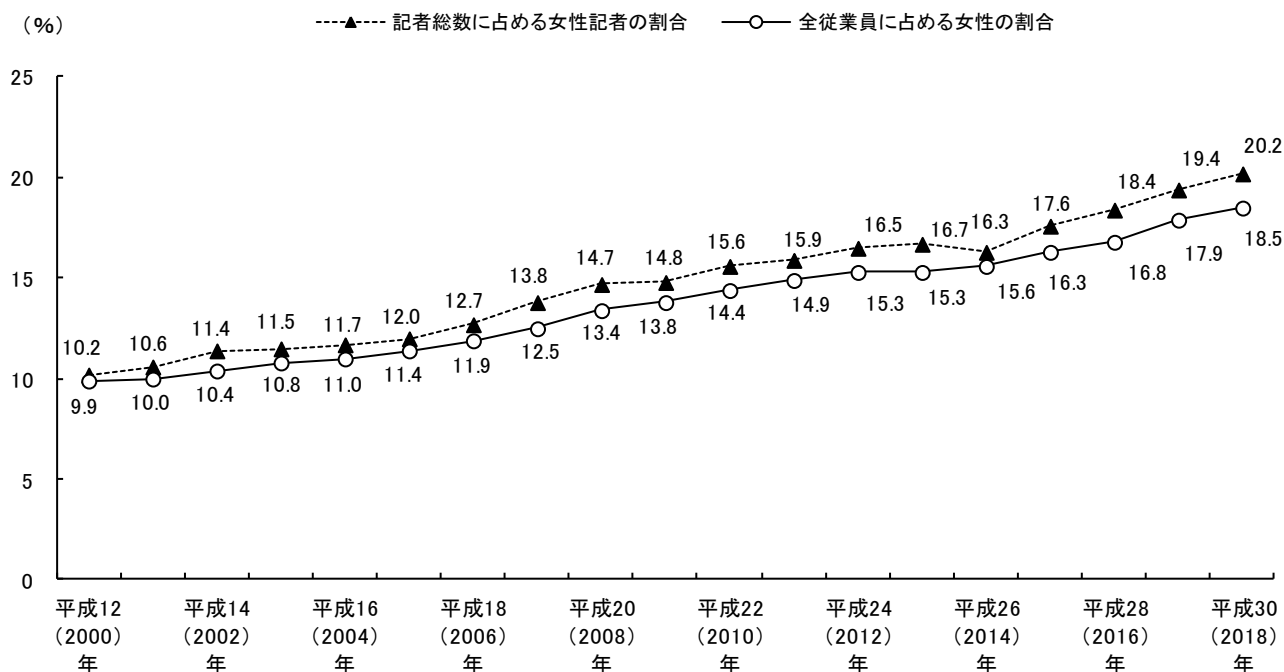
Ⅱ 女性も男性もいきいきと豊かに暮らせる東京の実現

1 1. 各種メディアにおける女性の割合（新聞・通信社等、民間放送、日本放送協会）

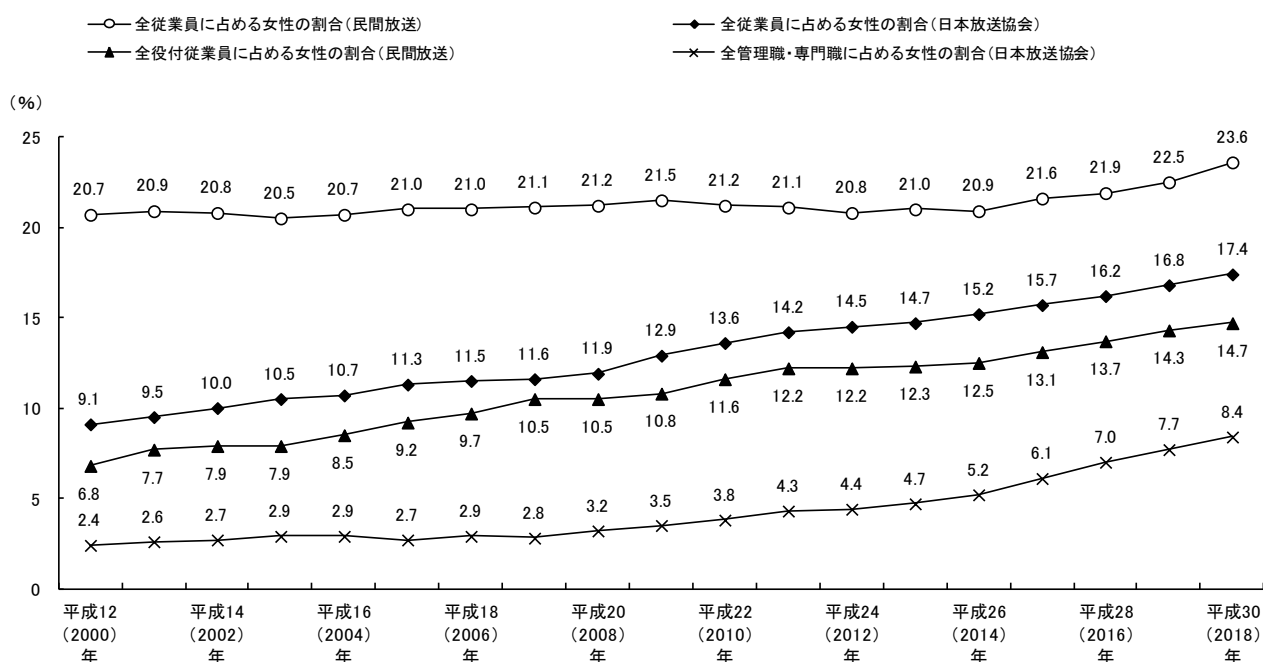
新聞及び放送業界での女性の参画状況をみると、平成 30（2018）年における全従業員に占める女性の割合は、新聞・通信社等 18.5%、民間放送 23.6%、日本放送協会 17.4%となっている。各種メディアにおける女性の割合は増加の傾向にある。

図表Ⅱ－５－１１ 各種メディアにおける女性の割合（全国）

<新聞・通信社等>



<民間放送、日本放送協会>

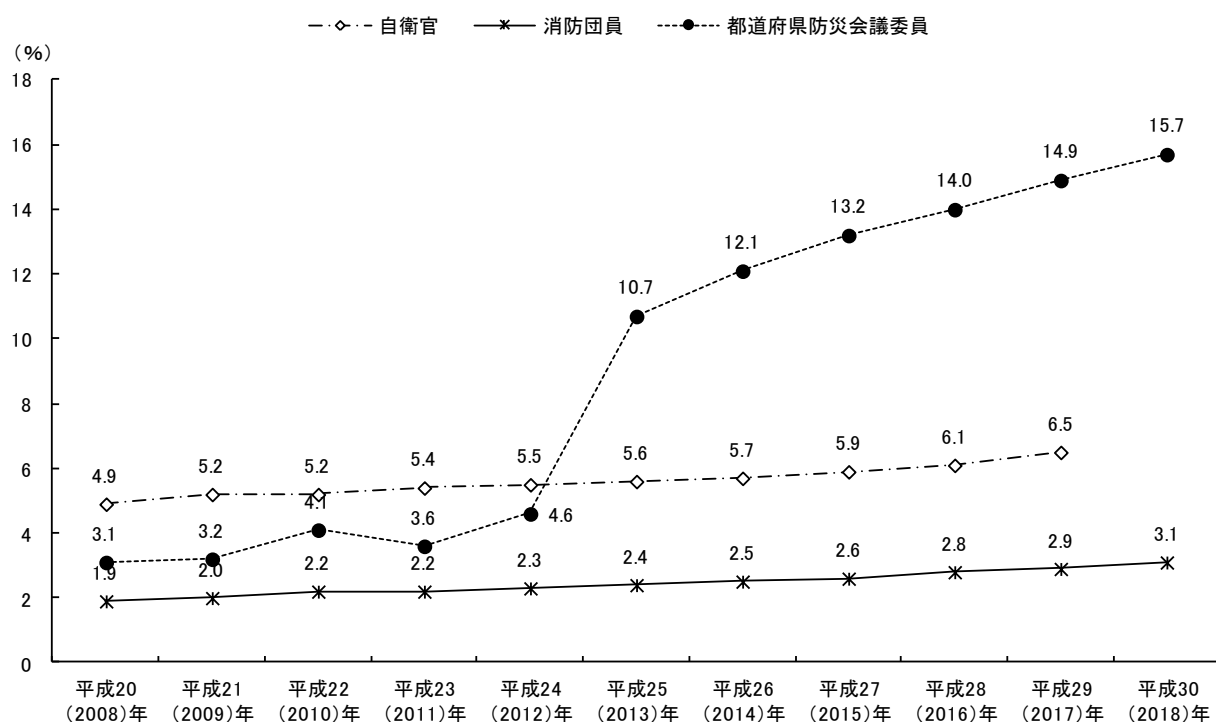


資料：内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」（平成 30 年度）

12. 自衛官、消防団員、都道府県防災会議委員の女性割合

自衛官、消防団員、都道府県防災会議委員に占める女性の割合は、自衛官と消防団員は微増傾向であるが、都道府県防災会議委員は、平成 25(2013)年以降急増しており、平成 30(2018)年は 15.7%に達し、平成 24(2012)年の 3 倍以上となっている。

図表Ⅱ－５－１２ 自衛官、消防団員、都道府県防災会議委員の女性割合（全国）



注1：自衛官は各年度末現在。消防団、都道府県防災会議委員は各年4月1日現在。

注2：平成23(2011)年の消防団員のうち、岩手県、宮城県及び福島県、平成24年のうち、宮城県牡鹿郡女川町については、平成22(2010)年4月1日現在の数値で集計。

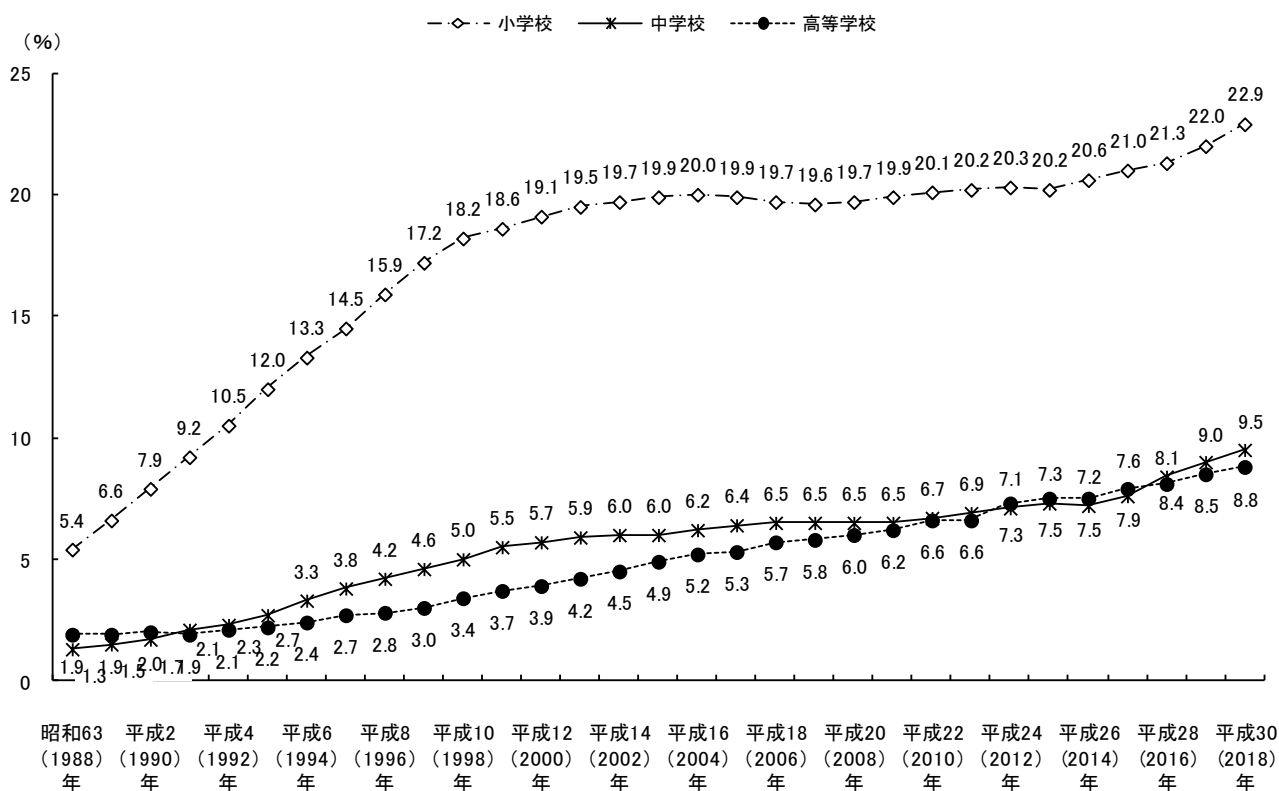
資料：内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」（平成30年度）、防衛省「平成29年版防衛白書」

Ⅱ 女性も男性もいきいきと豊かに暮らせる東京の実現

1 3. 小学校・中学校・高等学校副校長（教頭）以上に占める女性の割合

小学校・中学校・高等学校の副校長（教頭）以上に占める女性の割合は、小学校では、平成 10（1998）年までは増加傾向にあったが、その後の増加は緩やかとなり、平成 30（2018）年では 22.9%である。中学校では昭和 63（1988）年の 1.3%が平成 30（2018）年では 9.5%、高等学校は昭和 63（1988）年の 1.9%が平成 30（2018）年では 8.8%と、ともに 1 割未満である。

図表Ⅱ－５－１３ 小学校・中学校・高等学校副校長（教頭）以上に占める女性の割合（全国）



注1：各年5月1日現在。ただし、平成23（2011）年の福島県の数値については、8月1日現在。

注2：平成27年は速報値である。

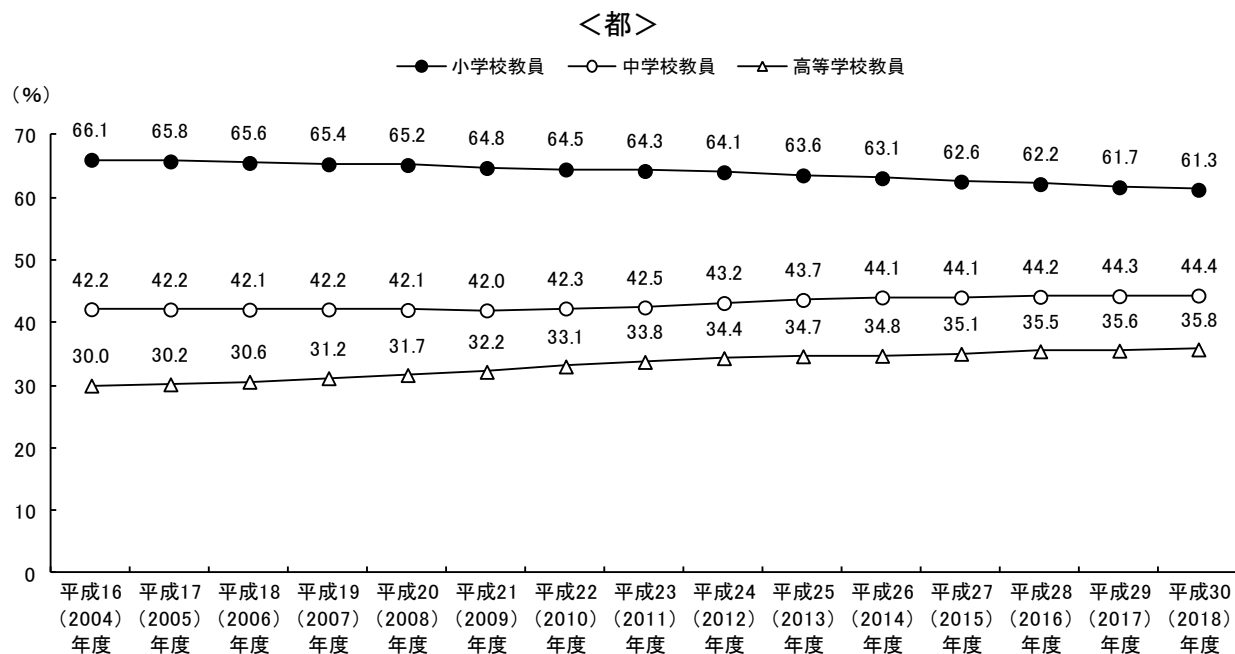
注3：平成30年は4月1日現在。

資料：内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」（平成30年度）

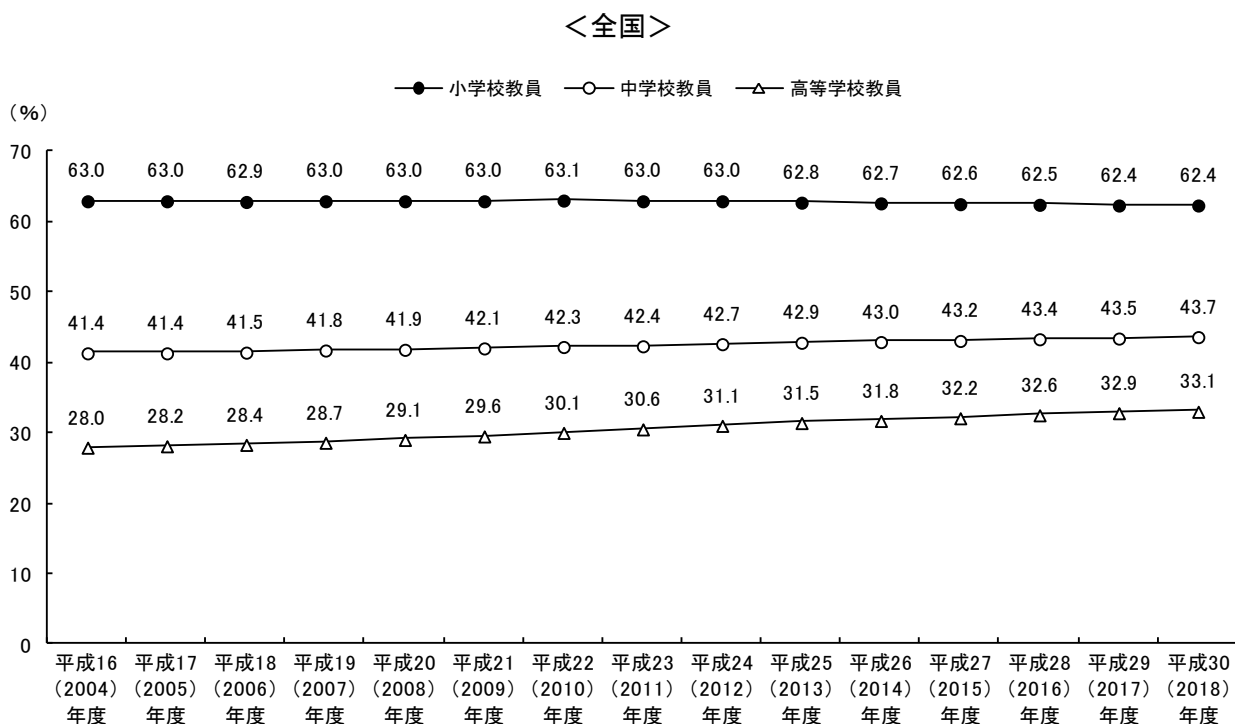
1 4. 小学校・中学校・高等学校教員に占める女性の割合

都の平成 30 (2018) 年度の公立学校の教員に占める女性割合は、小学校で 61.3%、中学校で 44.4%、高等学校で 35.8%となっており、小学校ではやや低下、中学校及び高等学校ではやや増加している。全国との比較では、中学校で 0.7 ポイント、高等学校で 2.7 ポイント高くなっている。

図表Ⅱ－５－１４ 小学校・中学校・高等学校教員に占める女性の割合（都・全国）



資料：東京都教育委員会「平成 30 年度公立学校統計調査報告書」



注 1：本務教員の女性比率である。

注 2：調査対象は公立の学校

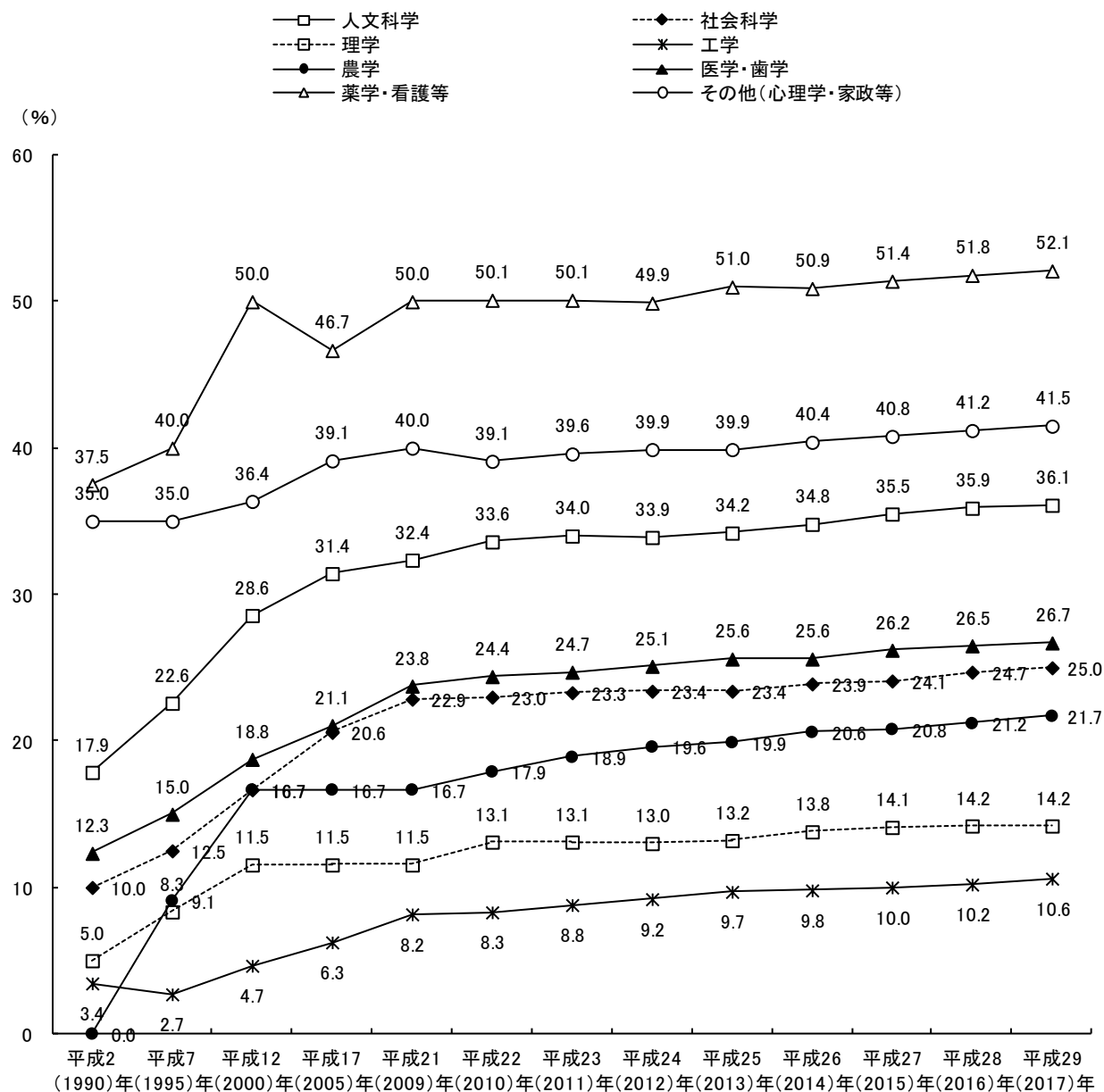
資料：文部科学省「平成 30 年度学校基本調査」

Ⅱ 女性も男性もいきいきと豊かに暮らせる東京の実現

15. 大学等の研究本務者における分野別女性の割合

平成 29（2017）年の大学等の研究本務者における女性の割合を分野別にみると、薬学・看護等の分野が 52.1%、心理学・家政等が 41.5%である一方、工学や理学の分野では 10%台にとどまっている。

図表Ⅱ－５－１５ 専門分野別にみた大学等の研究本務者の推移（女性、全国）



注 1： 総務省「科学技術研究調査報告」より作成。

注 2： 大学等は、大学の学部（大学院の研究科を含む）、短期大学、高等専門学校、大学附置研究所、大学共同利用機関など。

注 3： 「薬学・看護等」は、平成 22 年以前は「その他の保健」

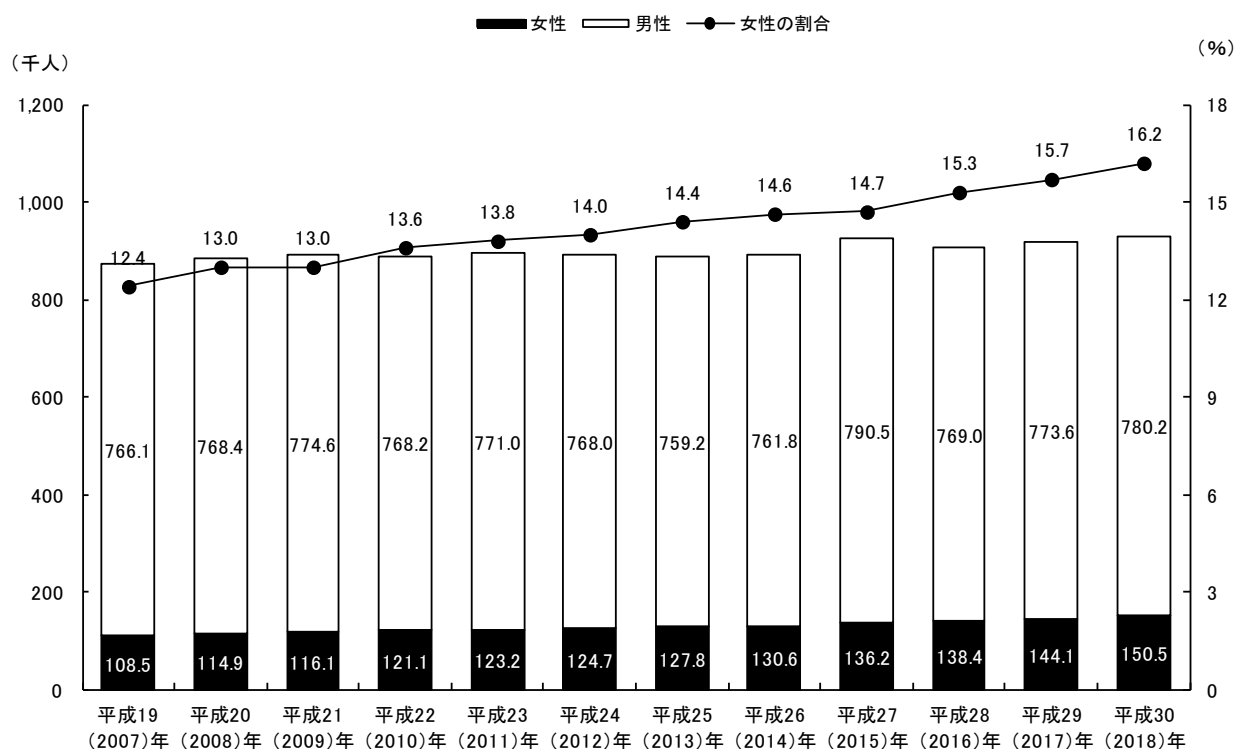
注 4： 平成 29 年 3 月 31 日現在

資料：内閣府「平成 30 年版男女共同参画白書」

16. 研究者に占める女性の割合

女性研究者の数は年々増加しており、平成30（2018）年で150.5千人である。全研究者に占める女性の割合も増加しており、平成30（2018）年で16.2%と人数、割合ともに増加傾向にある。

図表Ⅱ－５－１６ 研究者に占める女性の割合の推移（全国）



注1：企業等、非営利団体・公的機関、大学等における研究関係従業者数（実数）のうち研究者の数。研究者とは大学（短期大学を除く。）の課程を修了した者（またはこれと同等以上の専門的知識を有する者）で、特定の研究テーマを持って研究を行っている者をいう。

注2：各年3月31日現在

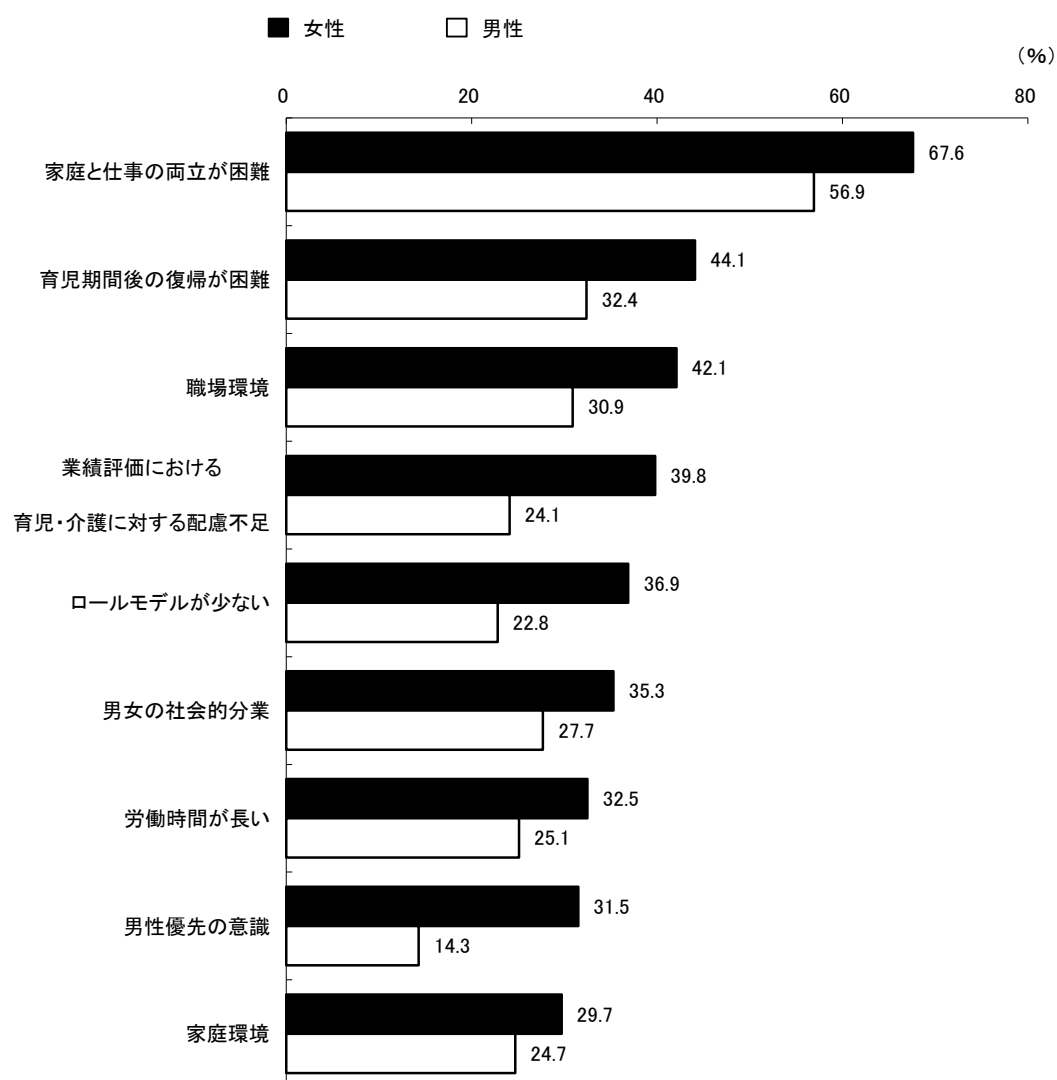
資料：総務省「平成30年科学技術研究調査報告」

Ⅱ 女性も男性もいきいきと豊かに暮らせる東京の実現

17. 女性研究者が少ない理由

女性研究者が少ない理由としては、「家庭と仕事の両立が困難」が最も多く、次いで「育児期間後の復帰が困難」となっており、労働環境や仕事と家庭との両立支援体制の整備が求められている。

図表Ⅱ－５－１７ 女性研究者が少ない理由（全国）



注1：男女共同参画学協会連絡会「第3回科学技術系専門職の男女共同参画実態調査」（平成25年）より作成。

注2：女性の上位の項目のみを表示

資料：内閣府「平成27年版男女共同参画白書」

18. HDI、GII、GGIにおける日本の順位

男女平等参画に関する国際的な指標についてみると、日本は人間開発指数（HDI）が 189 か国中 19 位、ジェンダー不平等指数（GII）が 160 か国中 22 位と順位を下げた一方、ジェンダー・ギャップ指数（GGI）は 149 か国中 110 位で前年の 114 位から改善している。

図表Ⅱ－５－１８ HDI、GII、GGIにおける日本の順位

①HDI 2017 (平成29) 年 (人間開発指数)			②GII 2017 (平成29) 年 (ジェンダー・不平等指数)			③GGI 2018 (平成30) 年 (ジェンダー・ギャップ指数)		
順位	国名	HDI値	順位	国名	GII値	順位	国名	GGI値
1	ノルウェー	0.953	1	スイス	0.039	1	アイスランド	0.858
2	スイス	0.944	2	デンマーク	0.040	2	ノルウェー	0.835
2	オーストラリア	0.939	3	スウェーデン	0.044	3	スウェーデン	0.822
4	アイルランド	0.938	3	オランダ	0.044	4	フィンランド	0.821
5	ドイツ	0.936	5	ノルウェー	0.048	5	ニカラグア	0.809
5	アイスランド	0.935	5	ベルギー	0.048	6	ルワンダ	0.804
7	香港	0.933	7	スロベニア	0.054	7	ニュージーランド	0.801
7	スウェーデン	0.933	8	フィンランド	0.058	8	フィリピン	0.799
9	シンガポール	0.932	9	アイスランド	0.062	9	アイルランド	0.796
10	オランダ	0.931	10	韓国	0.063	10	ナミビア	0.789
11	デンマーク	0.929	11	ルクセンブルク	0.066	11	スロベニア	0.784
12	カナダ	0.926	12	シンガポール	0.067	12	フランス	0.779
13	アメリカ合衆国	0.924	13	オーストリア	0.071	13	デンマーク	0.778
14	イギリス	0.922	14	ドイツ	0.072	14	ドイツ	0.776
15	フィンランド	0.920	15	スペイン	0.080	15	イギリス	0.774
16	ニュージーランド	0.917	16	フランス	0.083	16	カナダ	0.771
17	ベルギー	0.916	17	キプロス	0.085	17	ラトビア	0.758
17	リヒテンシュタイン	0.916	18	イタリア	0.087	18	ブルガリア	0.756
19	日本	0.909	19	ポルトガル	0.088	19	南アフリカ	0.755
20	オーストリア	0.908	20	カナダ	0.092	20	スイス	0.755
21	ルクセンブルク	0.904	21	イスラエル	0.098	51	アメリカ合衆国	0.720
22	イスラエル	0.903	22	日本	0.103	70	イタリア	0.706
22	韓国	0.903	23	オーストラリア	0.109	75	ロシア	0.701
24	フランス	0.901	23	アイルランド	0.109	103	中国	0.673
25	スロベニア	0.896	25	イギリス	0.116	110	日本	0.662
26	スペイン	0.891	26	ギリシャ	0.120	115	韓国	0.657
27	チェコ	0.888	27	エストニア	0.122			
28	イタリア	0.880	28	リトアニア	0.123			
30	エストニア	0.871	29	チェコ	0.124			
31	ギリシャ	0.870	32	ポーランド	0.132			
33	ポーランド	0.865	34	ニュージーランド	0.136			
36	リトアニア	0.858	36	中国	0.152			
38	スロバキア	0.855	39	スロバキア	0.180			
41	ラトビア	0.847	41	アメリカ合衆国	0.189			
41	ポルトガル	0.847	54	ハンガリー	0.259			
44	チリ	0.843	69	トルコ	0.317			
45	ハンガリー	0.838	76	メキシコ	0.343			
64	トルコ	0.791						
74	メキシコ	0.774						

- 注1：測定可能な国数は、HDIは189か国、GIIは160か国、GGIは149か国。そのうち、上位20か国及びOECD加盟国（36か国）を抽出。
- 注2：「HDI 人間開発指数（Human Development Index）」とは、国連開発計画（UNDP）による指数で、「長寿で健康な生活」、「知識」及び「人間らしい生活水準」という人間開発の3つの側面を測定したもの。具体的には、出生時の平均寿命、知識（平均就学年数及び予想就学年数）、1人当たり国民総所得（GNI）を用いて算出している。
- 注3：「GII ジェンダー不平等指数（Gender Inequality Index）」とは、国連開発計画（UNDP）による指数で、国家の人間開発の達成が男女の不平等によってどの程度妨げられているかを明らかにするもの。次の3側面5指標から構成されている。【保健分野】妊産婦死亡率、15～19歳の女性1,000人当たりの出生数 【エンパワーメント】国会議員女性割合、中等教育以上の教育を受けた人の割合（男女別） 【労働市場】労働力率（男女別）
- 注4：「GGI ジェンダー・ギャップ指数（Gender Gap Index）」とは、世界経済フォーラムが、各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータから算出され、0が完全不平等、1が完全平等を意味しており、性別による格差を明らかにできる。具体的には、次のデータから算出される。【経済分野】労働力率、同じ仕事の賃金の同等性、所得の推計値、管理職に占める比率・専門職に占める比率 【教育分野】識字率、初等、中等、高等教育の各在学率 【保健分野】新生児の男女比率、健康寿命 【政治分野】国会議員に占める比率、閣僚の比率、最近50年の国家元首の在任年数

資料：国連開発計画（UNDP）「人間開発報告書2017」及び世界経済フォーラム「The Global Gender Gap Report 2018」